

審査ニュース 170号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、「外用薬で投与制限のある薬剤」「注射薬と注射針の処方せん投与」「同一銘柄で規格違いの医薬品」の査定事例についてご紹介します。

レセプト摘要欄への記載は、請求の意図をはっきりさせるために大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

キチンと調剤し、請求したつもりが査定・返戻された事例をご紹介します。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

- ・外用薬で投与制限のある薬剤（デュロテップMTパッチ）
- ・注射薬と注射針の処方せん投与（注射針の処方せんによる単独投与）
- ・同一銘柄で規格違いの医薬品（再掲載2事例と再注意喚起）

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

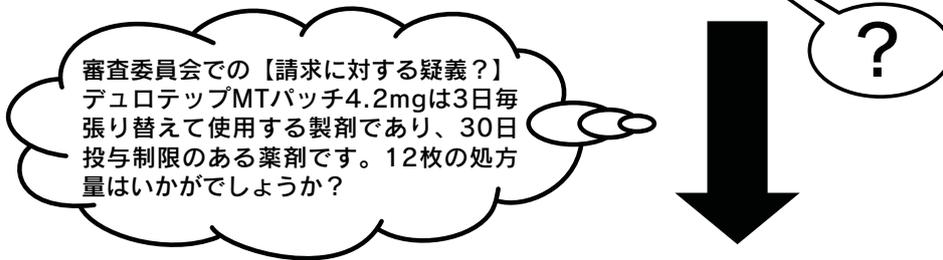
事例1 (査定事例)

〈処方〉

デュロテップMTパッチ4.2mg 12枚
 (外用) 3日に1回、貼りかえ

〈一次審査対象レセプト〉

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処 方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|--|--------|------|--------|------|-----|
| | | | | | 単位薬剤料点 | | 調剤料 | 薬剤料 | 加算料 |
| 1 | 1 | 7・10 | 7・10 | デュロテップMTパッチ4.2mg 12枚 【外用】3日に1回、貼りかえ | 4058 | 1 | 10 | 4058 | |
| 摘要 | | | | | | | | | |



〈審査結果〉※査定処理

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処 方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|--|-------------------------|------|--------|-------------------------|-----|
| | | | | | 単位薬剤料点 | | 調剤料 | 薬剤料 | 加算料 |
| 1 | 1 | 7・10 | 7・10 | デュロテップMTパッチ4.2mg 12枚 【外用】3日に1回、貼りかえ 10枚 | 4058 3381 | 1 | 10 | 4058 3381 | |
| 摘要 | | | | | | | | | |

※デュロテップMTパッチ4.2mgは添付文書より、3日毎に張り替えて使用する薬剤であり、30日投与制限のある医薬品です。3日毎に張り替えて使用する事を考えると30日分は10枚であり、投与上限をオーバーしています。摘要欄に疑義照会の事実もない事から薬局の責として10枚へ査定されました。疑義照会の実施及び、投与量の変更が無い場合は、摘要欄にその旨の記載が必要な事例と思われれます。
 “その旨のコメントがある場合は、突合点検により過量投与と判断され、医療機関に対して減額査定が行われます。”
 なお、医療上の必要性から1回に複数枚使用する場合には、摘要欄に補記する事により査定を回避する事ができます。

＜平成26年版 保険調剤Q&A 付録 (2) 参照＞

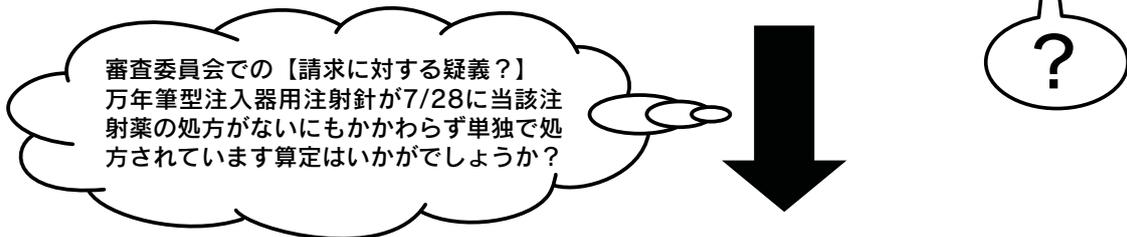
事例2 (査定事例)

〈処方〉

| | |
|--------------------------|---------------|
| 〈7月14日処方箋〉 | |
| トレシーバ注フレックスタッチ300単位 | 1キット 朝12単位 |
| 万年筆型注入器用注射針 (超微細型) 18円/本 | 28本 |
| 〈7月28日処方箋〉 | |
| 万年筆型注入器用注射針 (超微細型) 18円/本 | 28本 |

〈一次審査対象レセプト〉

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処 方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|--------------|--------------|---|--------|--------|--------|----------|-----|
| | | | | | 単位薬剤料点 | | 調剤料 | 薬剤料 | 加算料 |
| 1 | 1 | 7・14 | 7・14 | トレシーバ注フレックスタッチ300単位 1キット 朝12単位 | 262 | 1 | 21 | 262 | |
| 2 | 1 | 7・14 7・28 | 7・14 7・28 | [材料] 万年筆型注入器用注射針 (超微細型) 18円/本 28本 | 50 | 1 1 | | 50 50 | |
| 摘要 | | | | | | | | | |



〈審査結果〉※査定処理

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処 方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|--------------|--------------|---|--------|--------------|--------|---------------|-----|
| | | | | | 単位薬剤料点 | | 調剤料 | 薬剤料 | 加算料 |
| 1 | 1 | 7・14 | 7・14 | トレシーバ注フレックスタッチ300単位 1キット 朝12単位 | 262 | 1 | 21 | 262 | |
| 2 | 1 | 7・14 7・28 | 7・14 7・28 | [材料] 万年筆型注入器用注射針 (超微細型) 18円/本 28本 | 50 | 1 | | 50 | |
| 摘要 | | | | | | | | | |

※処方せんによる注射器や注射針の投与については、医科点数表の「処方せん料」の算定に関わる留意事項の中で「注射器、注射針又はその両者のみを処方せんにより投与することは認められない」と制限されています。この趣旨は、注射器や注射針の投与に当たっては、注射薬と一緒になければ認められないと解釈され、注射針のみを処方せんにより投与する事は認められません。

〈平成26年版 保険調剤Q&A 73p参照〉

注意喚起！

規格単位の異なる同一銘柄の処方せん入力と レセプト請求方法に注意して下さい

平成25年7月、11月の審査ニュースに取り上げ掲載しましたが、規格単位の異なる同一銘柄においてレセプト請求方法の間違いが改善されず、査定を受けるケースが未だに多い状況です。今回は再度事例を上げて解説しますが、処方せん入力をされる方、レセプトの最終点検をされる方は是非ご確認下さい。特に二次元バーコードシステムで処方せん内容を読み取る方式の薬局は注意が必要です。規格単位の異なる同一銘柄が処方されたレセプトについては、皆様の薬局で必ず請求内容の再点検をお願いいたします。

<査定事例でよく見かけられる規格単位の異なる同一銘柄>

※リリカカプセル75mgとリリカカプセル25mgとリリカカプセル 150mg

※テグレトール錠200mgとテグレトール錠100mg

(※上記2剤は特に多いので必ず再点検をお願いします)

- ・アマリール3mg錠とアマリール1mg錠とアマリール0.5mg
- ・グリメピリド錠3mgとグリメピリド錠1mgとグリメピリド錠0.5mg
- ・ストラテラカプセル10mgとストラテラカプセル5mg、25mg、40mg
- ・グルファスト錠10mgとグルファスト錠5mg
- ・オルメテック錠20mgとオルメテック錠10mg
- ・デパケンR錠200mgとデパケンR錠100mg
- ・ラミクタール錠100mgとラミクタール錠25mg

これらの薬剤などは処方せんで別々に用法が記載されていても、レセプト請求上は同一銘柄であるため1つにまとめなければなりません。規格単位ごとに別々の用法を付け間違ったレセプト請求をすると、内服薬調剤料の算定間違いの他、向精神薬加算等の加算算定にも間違いが及び、大きな査定額となります。

ここに示した薬剤以外でも、請求時には充分ご注意下さい。

同一銘柄の異なる規格の処方に対する誤請求について

2013年11月号審査ニュース（査定事例1）

※再掲載

（リリカプセル 75mg 1CP 1日1回朝食後 28日分）
 （リリカプセル 150mg 1CP 1日1回夕食後 28日分）
 （セレコックス錠 100mg 2錠 1日2回朝夕食後 28日分）

（一次審査対象レセプト）

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|-----------------------------------|-----|------|--------|-----|--|
| | | | | 単位薬剤料点 | 調剤料 | | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 2-25 | 2-25 | リリカプセル 75mg 1CP 【内服】1日1回 朝食後 | 13 | 28 | 81 | 364 | |
| 2 | 1 | 2-25 | 2-25 | リリカプセル 150mg 1CP 【内服】1日1回 夕食後 | 17 | 28 | 0 | 476 | |
| 3 | 1 | 2-25 | 2-25 | セレコックス錠 100mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後 | 13 | 28 | 81 | 364 | |

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 リリカプセル75mgとリリカプセル150mgは規格単位異なる同一銘柄です。他の薬剤で同じ用法があります。調剤料の算定はいかがでしょうか？

（審査結果）

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|-----------------------------------|-----|------|--------|-----|--|
| | | | | 単位薬剤料点 | 調剤料 | | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 2-25 | 2-25 | リリカプセル 75mg 1CP 【内服】1日1回 朝食後 | 13 | 28 | -81- | 364 | |
| 2 | 1 | 2-25 | 2-25 | リリカプセル 150mg 1CP 【内服】1日1回 夕食後 | 17 | 28 | 0 | 476 | |
| 3 | 1 | 2-25 | 2-25 | セレコックス錠 100mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後 | 13 | 28 | 81 | 364 | |

※これも最近非常に多く見かける事例です。ご注意ください。
 処方せんに記載通りに入力したため、リリカプセルは別々の処方欄に記載されています。このケースではリリカプセルの規格違いをまとめることにより、調剤料を朝食後のみ算定しています。しかしリリカプセルが朝夕食後となることにより、セレコックスと同じ用法であることに気付いていません。このレセプト記載の仕方ではレセコンのエラーチェックにかかりません。内服薬調剤料の重複請求を見落とさないようにしましょう。レセプトの正しい記載の仕方を下記にお示ししています。
 この事例ではリリカプセルは「朝夕食後」になりますので、セレコックスの調剤料に包括され、81点×1が査定されました。

＜事例処方正しいレセプト＞

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|---|-----|------|--------|------|--|
| | | | | 単位薬剤料点 | 調剤料 | | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 2-25 | 2-25 | リリカプセル 75mg 1CP リリカプセル 150mg 1CP セレコックス錠 100mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後 (リリカプセル 朝75mg・夕150mg) | 43 | 28 | 81 | 1204 | |

2013年7月号審査ニュース（査定事例2）

※再掲載

（メトグルコ錠 250mg 2錠 1日2回朝夕食後 28日分）
 （アマリール 3mg錠 1錠 1日1回朝食後 28日分）
 （アマリール 1mg錠 1錠 1日1回夕食後 28日分）

（一次審査対象レセプト）

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|----------------------------------|-----|------|--------|-----|--|
| | | | | 単位薬剤料点 | 調剤料 | | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 2-25 | 2-25 | メトグルコ錠 250mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後 | 2 | 28 | 81 | 56 | |
| 2 | 1 | 2-25 | 2-25 | アマリール 3mg錠 1錠 【内服】1日1回 朝食後 | 4 | 28 | 81 | 112 | |
| 3 | 1 | 2-25 | 2-25 | アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日1回 夕食後 | 2 | 28 | 81 | 56 | |

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 アマリール3mgとアマリール1mgは規格単位異なる同一銘柄です。調剤料の算定はいかがでしょうか？

（審査結果）

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|---|-----|------|--------|-----|--|
| | | | | 単位薬剤料点 | 調剤料 | | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 2-25 | 2-25 | メトグルコ錠 250mg 2錠 アマリール 3mg錠 1錠 アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日2回 朝夕食後 (アマリール 朝3mg・夕1mg) | 8 | 28 | 81 | 224 | |

※最近非常に多く見かける事例です。ご注意ください。
 処方せんに記載通りに入力したため、アマリールの規格違いで各々調剤料を算定しています。規格違いであっても、同一銘柄は一つにまとめなければなりません。レセプトの正しい記載の仕方を下記にお示ししています。しかしこのように入力できないレセコンもあるかもしれません。その場合は、内服薬調剤料や調剤料加算についてはよく考えて、重複請求にならないよう記載して下さい。
 この事例ではアマリールは「朝夕食後」になりますので、メトグルコの調剤料に包括され、81点×2が査定されました。

（事例処方正しいレセプト）

| No | 医師番号 | 処方月日 | 調剤月日 | 処方 | | 調剤数量 | 調剤報酬点数 | | |
|----|------|------|------|---|-----|------|--------|-----|--|
| | | | | 単位薬剤料点 | 調剤料 | | 薬剤料 | 加算料 | |
| 1 | 1 | 2-25 | 2-25 | メトグルコ錠 250mg 2錠 アマリール 3mg錠 1錠 アマリール 1mg錠 1錠 【内服】1日2回 朝夕食後 (アマリール 朝3mg・夕1mg) | 8 | 28 | 81 | 224 | |



< 支払基金の「突合点検」結果について >

| 処方箋内容 | | 投与 日数 | 保険薬局の誤請求内容 | | 投与 日数 | 誤請求理由 | 保険薬局への 査定内容 | 査定 事由 |
|--------------------|-------|----------|-----------------------|-------|----------|------------|----------------|----------|
| | | | グリメピリド錠3mg「サワイ」 | 1錠 | | 医療機関名の誤入力 | 全て0（病名突合） | B |
| | | | ネシーナ錠25mg | 1錠 | | | | |
| | | | グリメピリド錠1mg「サワイ」 | 1錠 | | | | |
| | | | ジェニナック錠200mg | 2錠 | | 前回処方への削除もれ | 全て0（病名突合） | C |
| ファンギゾンシロップ100mg/mL | 4ml | | ファンギゾンシロップ100mg/mL | 24ml | | 用量入力誤り | 4mlに査定 | B |
| ボノテオ錠50mg | 1錠 | | ボノテオ錠50mg | 2錠 | | 用量入力誤り | 1錠に査定 | B |
| | | | アムロジピンOD錠2.5mg「日医工」 | 1錠 | | 医療機関名の誤入力 | 全て0（病名突合） | A |
| チャンピックス錠1mg | 1錠 | | チャンピックス錠1mg | 4錠 | | 用量入力誤り | 1錠に査定 | B |
| | | | サンコバ点眼液0.02%5mL | 2瓶 | | 医療機関名の誤入力 | 全て0（病名突合） | B |
| | | | リピトール錠5mg | 1錠 | | | | |
| マーズレンS配合顆粒 | 2g | | マーズレンS配合顆粒 | 20g | | 用量入力誤り | 2gに査定 | B |
| ロバキシン顆粒90% | 0.75g | | ロバキシン顆粒90% | 7g | | 用量入力誤り | 0.75gに査定 | B |
| | | | ピタバスタチンCa錠2mg「MEEK」 | 1錠 | | 医療機関名の誤入力 | 全て0（病名突合） | A |
| | | | プラノプロフェン点眼液0.1%「わかもと」 | 5ml | | 医療機関名の誤入力 | 全て0（病名突合） | A |
| | | | キサラタン点眼液0.005% | 2.5ml | | | | |

| | | |
|------------------|---|---------------------------------------|
| 査 定 事 由 | A | 療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの |
| | B | 療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの |
| | C | 療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの |
| | D | 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの |
| | F | 固定点数が誤っているもの |
| | K | その他 |